

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立嘉穂東高等学校
課程又は教育部門	定時制課程

89

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）いじめ等防止のポイント

いじめは、成長の中で「満たされていないこと」が積み重なり、それが極端なストレス状態となり、他への攻撃等の行動となって表出しているものが多い。

「満たされないもの」を生み出す要因

- ・五感と体を使った実体験の減少
- ・人と対話する力の未発達
- ・人、特に家族に対する信頼感の欠如
- ・感情と表現の調整力の欠如
- ・人に対する肯定感が低い



「満たされないもの」を満たす活動の重視

- ・日常の遊び（外遊び、家族との遊び）
- ・自己決定の機会
- ・感情表現の機会
- ・仲間の力
- ・家族との会話、食事の時間

（2）いじめ等防止の具体的方策

ア 授業づくりや集団作り

- ・わかる授業を実践する（生徒の状況に応じた授業内容・授業形態の工夫）。
- ・教員が互いの授業を参観し合う（わかる授業作りに取り組む体制）。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む（クラス作り、特別活動等の工夫）。
- ・授業や行事に主体的に参加・活躍できる行動力を育成する。（自尊感情や自己肯定感を高めるための授業や行事の工夫、事前事後指導等の工夫、自己決定機会の設定）。

イ 良好な人間関係・いじめを許さない学校風土を作る。

- ・教師と生徒・保護者との信頼関係を構築する（生徒一人一人の理解と支援、日常の声かけ、保護者への連絡・協力等）。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育む（学校・学年・クラスへの所属感を高めるための役割分担等の工夫と声かけ、自己有用感の育成）。

- ・生徒と生徒、生徒と教職員等、お互いを認め合える人間関係と社会性を育む（道徳教育、人権教育、体験活動、言語活動等の充実による感情表現の適正化、互いに個性を認め合う学級経営）。
 - ・部活動においても、生徒がいじめのない環境で安心して活動できるように、顧問等が、生徒のより良い人間関係の形成に向けて指導を行う。また、部室（更衣場所含む）の使用についても、顧問等の管理下のもと適切に使用させる。
- ウ いじめ防止のための職員研修を行う。
- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に2回以上、いじめの研修と発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応を必要とする生徒への生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

（3）教員として成すべき（心掛ける）こと

- ・指導の在り方には細心の注意を要する（体罰的な言動厳禁、理解させる指導）。
- ・いじめを見抜く感性を磨く（いじめの定義の意識化、危機管理能力の育成）。
- ・生徒の不安や悩みを受容する姿勢を持つ（指導は焦らず、まず傾聴してから）。
- ・生徒の心の居場所づくりに努める（居場所や逃げ場を設定して追い詰めない）。
- ・生徒一人一人の心の理解に努める（生徒指導の基本は生徒理解から）。
- ・自信とやる気を引き出す授業を行う（生徒目線を考えた授業改善の促進）。
- ・学校全体にいじめを許さない雰囲気を作る（担任や副担任の語りによる指導）。
- ・いじめを受けた生徒を最後まで守る（学校基本方針の徹底的な理解）。
- ・保護者からの声には誠実に対応する（保護者の思いを理解する姿勢）。
- ・教師間の連携を強化し、協力して問題の解決に努める（組織による対応）。

（4）職務別のいじめ防止対策ポイント

ア 管理職

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・教務主任や生徒指導主事に対して、いじめ問題に関する最新の動向等を伝え、学校教育の中で効果的にいじめ問題の取組ができるよう指導する。
- ・いじめ防止アンケート等の評価や分析に際し、指導助言を行う。
- ・いじめ防止に関する組織の方針や方向性を示し、活性化を図る。
- ・管理職による命の大切さやいじめに関する講話を行う。

イ 学級担任、各授業担当者

- ・いじめに発展しやすい事や問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気をクラス全体に醸成する。
- ・見て見ぬ振りや、はやし立てたりする事も、いじめを肯定している事であると認識させ、いじめの傍観者ではなく仲裁者への転換を促す。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないように、細心の注意を払って指導を行う。
- ・普段から生徒観察を十分に行い、気になる事はすぐに生徒指導主事等に相談するなどして、組織で対応していく。
- ・担任としての思いが生徒の心に素直に届くよう、日常から人間関係・信頼関係を構築しておく。

ウ 教務主任

- ・学校として、一人一人の生徒を大切に「わかりやすい授業」作りを推進する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、言語活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組み、教職員のいじめ防止に対する意識を高める。

- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、取り組みを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ・いじめ防止と授業・評価・教育課程の関わり等について、全職員に理解させる。
- エ 生徒指導主事
- ・気になる生徒や事象がないか、日頃から全学年を見渡し、ある場合は担任等に状況を確認するとともに必要な場合は組織を召集し、職員の共通理解を図り、早期解決に向けた取組の提案を行う。
 - ・校内研修や職員会議等で、いじめ問題について積極的に取り上げ、職員の指導力の向上を図る。
 - ・常日頃から関係機関との連携を積極的に行う。
- オ 養護教諭（特別支援教育コーディネーター）
- ・生徒の保健室利用状況等について担任と連携を図り、情報の共有化を行い、生徒指導を推進する。
 - ・生徒指導主事と連携し、「命の大切さ」について、様々な場面で生徒に考えさせる。
- カ 人権・同和教育主任
- ・いじめを人権問題としてとらえ、人権教育の充実を図る。

（5）発生時の対応について

- ア 授業中、生徒の言動の中で、人を傷つけるような内容があった場合
- ・授業中の生徒の気になる言動については、その場でクラス内で考えさせるなど指導を確実に行う。それができない場合は、授業直後に該当生徒等を個別指導するなど、生徒やクラスの状況に応じた適切な指導を行う。
- イ 生徒から「いじめではないが・・・」と相談を受けた場合
- ・いじめの有無に関わらず、その生徒の話をじっくりと傾聴することが大切である。決して話の途中で指導に入ったり、「大した事はないよ」と慰めたり、他の話にすり替えたり、安易に励ますだけで終わったりすることのないように留意しなければならない。少なくとも本人は不安がある中で勇気を出して相談に来ている。その為、その不安を少しでも解消させるために、傾聴し、教員も力になるということをはっきりと理解させておく必要がある。
 - ・内容の軽重に関わらず、生徒指導主事等に報告し、組織を召集し話の内容の整理、課題、解決に向けた方策等を検討し、対応に当たる。その際、相談者及びその保護者にも対応にあたる旨を連絡し、了承を得ること。また、対応の過程についても連絡を取るなど連携を取っていくこと。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

- ア いじめは、大人が気づきにくい場所や形で行われる。
- ・些細な兆候であっても、いじめかもしれないとの疑いを持つ。
 - ・早い段階から複数の教員で組織的に適確に関わる。
 - ・軽視したり見逃したりすることがないように、積極的に認知する。
 - ・月一回以上のアンケート調査を実施する。
 - ・喧嘩やふざけあいであっても見えないところで被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行う。
- イ 教員はアンテナを広く高く保つ。
- ・生徒の観察、見守りや信頼関係の構築に努める。
 - ・小さな変化や危険信号（生徒のSOS）を見逃さない。

ウ 情報交換、情報共有を始礼後に行う。

- ・生徒の状況の変化や容姿等の変化があれば、すぐに他の教員と情報共有し、速やかに対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・あらゆる情報が集まるシステム
- ・いち早くその情報を共有し、組織的計画的協働を行う職員の共通認識
- ・情報の中から兆候や可能性等を見逃さない感性と危機管理意識

ア 教員の視点から

- ・生徒情報交換会及びいじめ防止対策推進委員会の開催

生徒の出席状況や生活態度等の気になる部分について、常に生徒情報交換会を実施し、教職員全体で情報を共有することで、少しの変化に対しても見逃すことのないように取り組んでいく。また、定期的にいじめ防止対策推進委員会を実施し、生徒の状況把握とともに家庭や関係機関との連携など対応に当たる。

- ・個人面談の実施

担任による個人面談（随時、個人面談強化月間4・11月）や保護者面談（7・12月）を実施する。また、必要に応じて家庭訪問を行い、保護者との連携を保っていく。

- ・「いじめの早期発見と組織的対応」に関する職員研修会を実施する（4・5月）。

- ・相談体制の環境整備

保健室や相談箱等を活用し、生徒が日頃からいじめを訴えやすい環境をつくる。また、生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関していつでも相談できる体制を整備する。

イ 生徒の視点から

- ・「いじめ無記名アンケート」（7・12・3月）

- ・「いじめ記名アンケート」（4・5・6・8・9・10・11・1・2月）

- ・「学校生活アンケート」（5・11・3月）

- ・相談ポストの常設・・・相談ポストをコモンルーム・職員室前・保健室前に常設し、生徒指導主事が毎日点検する。

ウ 家庭（保護者）の視点から

- ・「家庭用チェックリスト」（7・12月）

- ・保護者会の実施・・・担任による保護者面談（7・12月）や家庭訪問（随時）を行い、保護者との連携を保っていく。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

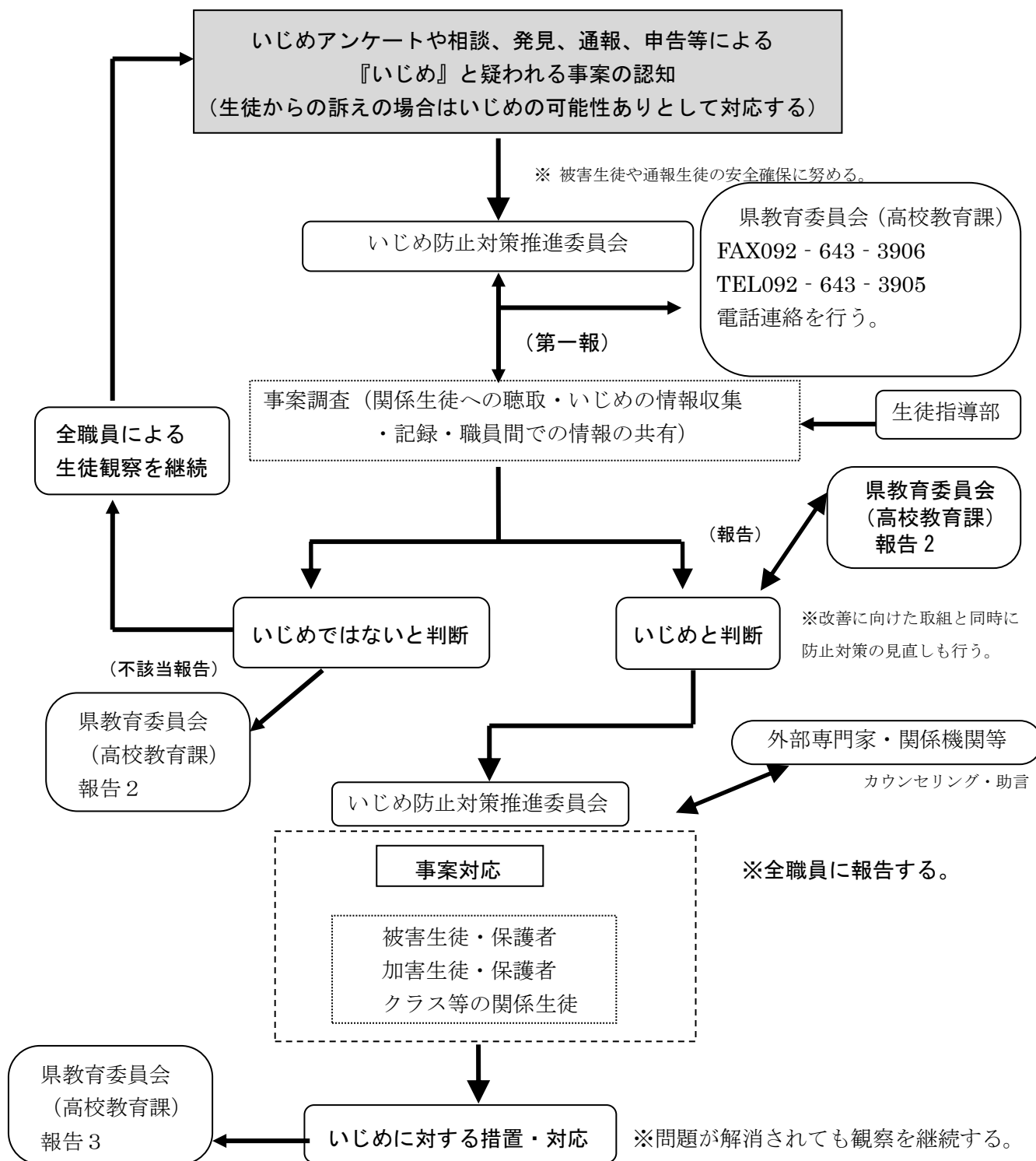
(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、飯塚少年サポートセンター、飯塚警察署生活安全課少年係、スクールサポーター、スクールカウンセラー等の関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心

身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいるため、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。インターネットやSNS、携帯電話等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



※いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
 ※部活動において顧問等がいじめを発見した場合又は通報を受けた場合も同様とする。
 ※部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア 被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「被害者である」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分配慮する。
- イ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くように留意する。
- ウ 事態の状況に応じて、被害生徒の見守りを行うなど安全確保に組織で努める。
- エ 被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- オ 被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- カ 状況に応じて、飯塚少年サポートセンター、飯塚警察署生活安全課少年係など、外部専門家の協力を得る。
- キ いじめが解決したと思われても継続して十分な観察や面談等、折に触れ必要な支援を行う。
- ク 事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

加害生徒に対しては、必要に応じて飯塚少年サポートセンター、飯塚警察署生活安全課少年係など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する。また、その際は以下の点に留意する。

- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達を図る。
- ウ 加害生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分配慮する。
- エ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。
- オ 教育上必要があると認めるときは、懲戒を加える。その際は、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことが出来るよう成長を促す目的で行うものとする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を浸透させる。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

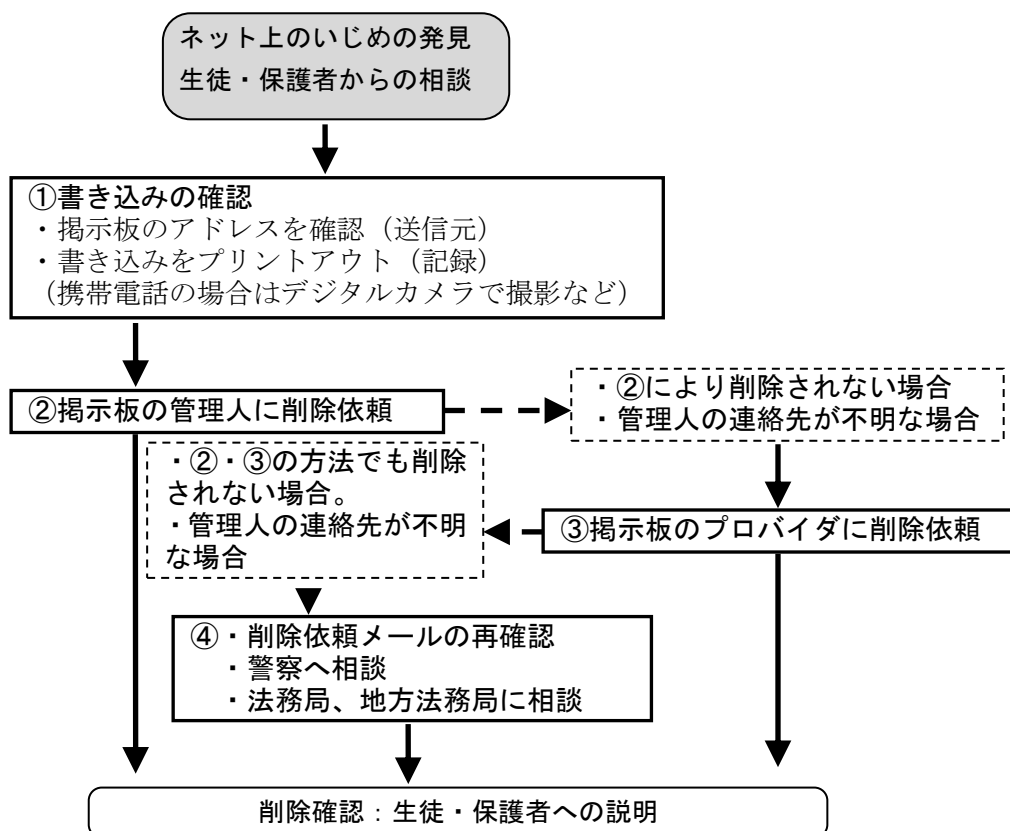
(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、記録を取り、直ちに削除する措置を行う。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- イ アを行うに当たり、必要に応じて関係機関に相談する。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に相談し、

適切に援助を求める。

エ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解と協力を求める。

オ 書き込み等の削除の手順（フローチャート）



（7）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ウ いじめの解消は、3ヶ月以上いじめに係る行為がないこと、本人が苦痛と感じていないこと等を確認し、いじめ防止対策推進委員会を開き、校長が判断する。ただし、いじめが解消されてい

ても、加害児童生徒、被害児童生徒ともに日常の観察を継続して行う。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じ県知事に報告し、重大事態の調査の主体を学校又は委員会かを判断する。

学校が調査主体の場合

- ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ・これらの情報提供にあたっては他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- エ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

（2）調査結果の提供及び報告

重大事態の調査結果を、教育委員会を通じ県知事に報告する。その際、明らかになった情報を提供したいじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見を含めて記載する。調査結果には、当該事態の防止策、今後の同種の事態防止策も記載する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策推進委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- オ 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。
- エ 重大事態に係る調査のための組織の構成員については、いじめ事案の性質に応じて校長が指名する。また、状況に応じて、県教育委員会による指導や人的配置等の支援として、専門知識を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組を学校評価の項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止の取組の改善を図る。PDCAサイクルの期間を各学期とし、「教師の自らを振り返る自己評価」を3月を目処に実施する。年度末には、「取組評価見直し・総点検」を行い、職員会議又は校内研修会等で全ての教職員で共通認識を深める。

(1) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況等を充分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(2) 教員評価

教員評価において、いじめの問題をとり扱うにあたっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価する。